

小學商業篇

上卷

庫部會部文檢
頁
二四二七
製

四
號

K110.62

8c

1

B 21

2497



坪井仙次郎著

第二版

小學商業篇

上

京都書林 村上勘兵衛梓

緒言

凡ソ人事ハ漸ク精密ヲ加ヘテ大ニ學識ヲ要ス
 此勢ニ向ヘリ。重大ナル事業ニ至リテハ殊ニ然
 リトス。商業ノ如キモ亦決シテ其外ナルベカラス。學
 識ハ舟車寧強ハ人馬ナリ。二者相俟テ事業
 完成スルヲ亦贊トス。世止商業ハ終ニ寧強
 ニ由テ執行スベシトスル趣アレドモ實ハ全ク學
 識ヲ棄テ、實驗一途ニ頼ルベカラス。本書ハ商
 業ヲ執ルニ學識ノ必要ナルニ示シテ明ラカニシ

四五

高家ノ子弟ヲシテ學識寧強ノ偏廢スベカラ
ザルヲ知ラシメントス。唯高家子弟ノ進路ノ方向
ヲ定メ兼テ世ノ兒童ニ商業ノ何者タルヲ知
ラシメントシテ願フノミ。

明治十七年八月

著者誌

小學商業篇

凡例

- 一 此篇ハ小學校の科目ハ載セテ職業豫習の中商業の課乃用書として著述した。
- 一 著者の主義と見る所ハ唯生徒をして商業の性質を明らめしめ又之を營むる學問乃智識を要するものなりと之を思考を起さしむる在り而して他日或ハ商業學校に入るの志を固うし或ハ實業を執るに當りて其業に有用なる學識を自修し若くハ其道を明らかなる學士乃忠告を聽納せんとす

るれ念を懐かゝめんことを熱望せし。
 一字を填むるも一字を低うせるも即ち一文の首と
 知るなり。是を本邦舊來の慣例と異なきハ之を以
 て小開述べ。

一著者固より淺學あれを十分に注意したるも猶或
 ハ漏脱する所あるべし願くハ教授を司とれ
 る諸君若くハ實業を執る所乃諸君後進者の為め
 小補缺の勞を惜むると勿き著者も亦發悟する所
 ありんば速やかハ改正増補せよ。

明治十七年八月

著者

識

小學商業篇上卷

目次

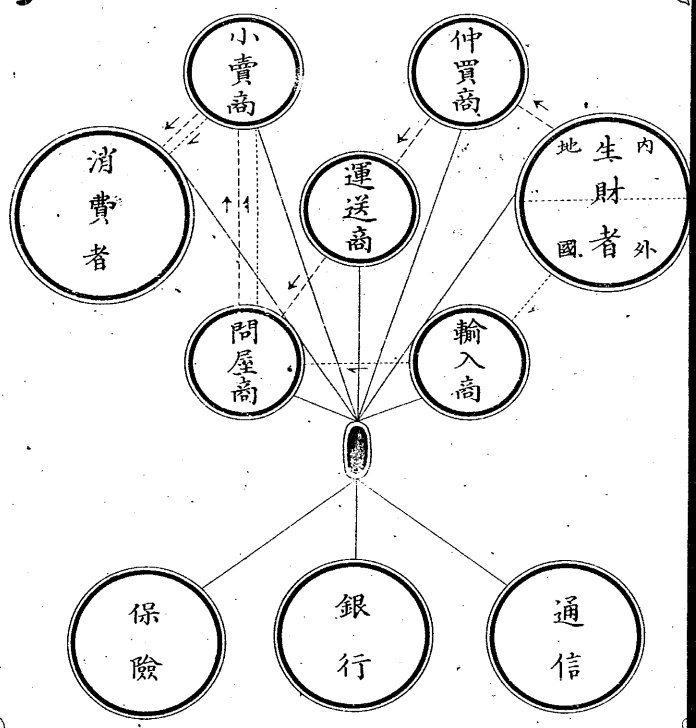
- 第一章 商業
- 第二章 貨幣
- 第三章 資本
- 第四章 商品
- 第五章 商品の產地
- 第六章 商品の直段
- 第七章 商品の種類
- 第八章 商人

第九章 商人の資格

第十章 記簿

第十一章 條例

表 略 係 關 務 事 業 商



小學商業篇卷之上

坪井仙次郎 著

第一章 商業

物品を賣買する事業を指して商業と稱す。而して此の業は於て取扱ふ物品を商品と云ひ、之を勢むる人を商人と云ふ。

古來商人と為るもの、順路を察するに讀み書き、算術を修め、其餘は唯商家に奉公して年齢と共に自ら商人と為るを法と為せり。故に今日猶或は此の法を以て商人修業の良案ふりと思へる者あること

商業

商人修業ノ古習

を免さば、おの開けざる國の商人と為るまでありて
現今我國の如く開明の域に進める地方は在て、満
足すべからざる方法あり。是は於て少く繁華なる
都會は在て、既に商業學校の設けあり。東京、大阪、名
古屋の如き皆然り。是は今後の商業の総て活潑綿
密を加へて學問の力を借るべからざれば能く、難
きを以てなり。故は苟も商人たらん者、何學の何様
は商業と關係を有か、少くとも之を辨へざるべ
からず。又商業上の慣例符徴用語の如きは其業体或
は土地の異なるがとに特殊の成規あるが宜しく其

道不入て後ち之を知るべきあり。

賣買ノ定式

凡そ賣買を行ふは、賣方買方の一致直段の取極
め、商品の現存の三事具はらざるべからず。而して賣
方の取り極めたる條目に従ひて賣品を渡す事、故
障なく買方をして其品の持主たらしむる事、賣品の
性格不關して自己の知る限り、之を開示する事、
を義務とし、買方の故障なく其品を受取る事、約定の
通り、代金を渡す事、を義務とす。

商人修業ノ
良法

商業を營むは當りて必ず扱はざるべからざるも
の、貨幣、商品是れなり。

第二章 貨幣

拾銭の銅貨を手へて一冊の書物を得るは常より人の為す所あり。其人何様の心を以て銅貨を収めて書物を渡すかを為さや。又銅貨を手ふる人の何様の手順ふ由て之を得たりや。蓋し其賣方ハ此の銅貨を以て他日何品なりとも己の好む所の物品を得べしと信ぜらればなり。銅貨ハ之を着るべからざるも衣服ふ換て之を着るべし。銅貨ハ之を食ふべからざるも米麥を換て之を食ふべし。されば其實ハ他日其賣方の買ふ所の物品と書物とを交換したるなり。然れば

賣方ノ思想

則ち手短トかき物品と物品とを交換する方、便利ナ

賣買ニ貨幣ヲ要ス

るが如く思われども却りて其間ハ貨幣を介する方、大に利便なる理由あるあり。例へば一足の下駄を所持せる人と一冊の書物を所持せる人とありて之を交換せんとするに書物の方、下駄よりも貴いとせよ。其書物を少く割き取りて其釣合を平等とするが如きは固より行は難し。畢竟已むかざるを得ざりて其交換を止めざるべからず。又書物を所持して下駄を得んとする人ありて下駄を所持して書物を得んとする人は出遭はんも甚だ難き事あり。其他猶様々

の故障あるべし。然るに貨幣を以てその媒介とせば右
乃如き差支あるべし。

亦其買方の銅貨も必ず曾て其所持したる一種の
物品を他人より与へて其代りを得たるもの相違あり。
故に畢竟其銅貨の物品の代表者あり。

右の訳にて銅貨も銀貨も金貨も其價を違へ、皆
物品の代表者にして其交換の媒介たる役目均しく
一つなり。

唯貨幣の物品より優りて貴き様と思はるゝの容易
は其何物とも交換すべきに在り。物品の固有性質

貨幣ノ貴ク
思ハルノ原因

の効力を示さし止まりて食物の飢を凌ぐべきも寒
を凌ぐべからず。若し食物を以て寒を凌がんとせば
一旦之を賣て貨幣を得、更に貨幣を以て衣料を買ふ
の煩勞を採らざるべからず。其不便少なからざるあり。

是より於て貨幣の本職の賣買の媒介たるに在り
とす。故に賣買を本業とする商人は在ては貨幣を要
するに勿論ありて十分は其性質を辨へむべし。然る
に其からん。

貨幣ノ本職

紙幣

今日、貨幣と同しく商業の媒介を為すもの紙幣
あり。是を之を使用する者、之を發する者、對して

確樹したる信用を基として世は行はるるものあり。例へば各處の國立銀行より發したる銀行紙幣の如きを見よ。銀行の之を所有せる人々は對して何時たりとも政府發布の通貨を引換へ与ふべしとの約束を結び、世人の信用を得て始めて日々賣買の媒介たるを得るあり。

信用の貨幣と共に商業上は廣く用ひらるる其便利あると却りて大よ之を勝れり。其用法甚ど多くして帳簿差引勘定法、貸附法、銀行委託法、株券法等あり。是れ皆理財學の解説する所なまば其詳細を知ら

んと欲せど宜しく其書を就て之を見るべし。信用使用法の利害など實に商家に必要なる事項少からず。

第三章 資本

商家の資本と稱するものハ固より全く貨幣はあらざれども多くの先づ貨幣を以て諸物の代表者とし、何千圓の資本を以て何商業を營むと云ふを常とせり。今貨幣を次てりし小資本は關する事項を略説すべし。

資本乃種類を言ふに自己一人の積立てたる資本、祖先の遺傳したる資本、多數の人の出合はせたる

四種ノ資本

資本使用者ノ義務

資本借用資本の四つあり。

此乃四種の區別ハ之を使用する人々の心得を定むる力を有せり。自己蓄積資本と使用するに止まる者ハ子孫生活の基を堅固ならしむる義務あり。祖先遺傳資本を使用する者ハ子孫生活の道を立つるハ勿論遺傳資本と運轉して其効力を十分顯ハシ又自己の膏血よ由て生じたる資本を之よ加へて其高を大ならしむべき義務あり。第一者小此を多に心勞多しと云ふべし。合力資本或ハ借用資本を使用する地位小立てる者小至りてハ一己の失錯ハ廣く萬人

資本ノ多少ノ營業ノ種類ヲ定ム

小及ぶの有様あるを以て其心勞愈甚だしと云ふべし。然る小今日の實況ハ自己蓄積資本を有せる者ハ商業堅固ふして榮え祖先遺傳資本と受ける者ハ奢侈放逸ふして家運傾き合力資本借用資本と使用する者ハ頻りに危険を犯して損耗を顧まざるに至る。搃て道理よ背けりと云ふべし。畢竟各人皆其義務を弁へ、而して義務を完うする者のみよ其榮譽地位を保つの場合よ至らば斯る變相ハ世ハ其痕を絶つべし。又資本の多少ハ營為すべき商業の種類を定むる基と為るべし。例ハ朝仕入して夕よハ全く之を

賣揚ぐる食物商人の如きハ少數の金員にて之を営むべく、數多の大船を所持して海上運搬を業とする回漕商の如きハ巨萬の金員を得て始めて之を営むべし。

巨萬ノ資本
集ムル法

右四種の資本の中は就て大數の金員を集むべきも此ハ第三種の諸人合力資本あり。故に今日苟も大事業を起す者ハ一つとして此の資本に頼らざるべし。其仕組より人々其引受けたる株券だけの資金を出たすのみにして其餘の責任を負はざる法一名の名前人を定めて社員にして之に差金とする法等あり。諸

資本ノ使用
法

國立銀行、諸錢道會社等の事業ハ皆此の合力資本に由り。是を資本累聚ノ大略あり。

資本使用の法の商業の種類小由て一つならずと雖も通常、地面、建物、雜具、商品、給料、生活費の六種と云。其中地面、建物の二つの如きハ別ふ之を所持して公眾に貸渡し相當の賃金を得んとを望む者あり。是を世俗に地面持家作持と稱して一種の營業と爲せし。右の諸項に資本を使用する割合に至りてハ錯雜して幾と其大則を得べからず。例へば質商の如く倉庫に大金を要するあり、諸小賣商の如く商品に大金

を要するあり。唯宜しく各自乃營むべき業体に従ひて適宜に斟酌を怠るべし。

第四章 商品

商品ハ商人ノ命脈ありて其清潔鮮明あるハ商業繁昌乃基あり。故ニ常に商品ノ本質を失はざらば商人とシテ商人ノ希望する所ありて之を達せんハ先づ其性質を詳らかにするを要す。然リ而シテ商品ハ其種類甚と多くして一々之を明らむべからざれば則ち商人ハ唯宜しく其自ら取扱ふ商品ノ性質を察せんことを力むべし。今こゝに其概略を擧て何様

商品ノ性質ヲ明ラムルヲ要ス

植物學ヲ修メントラ要ス

の學科の助けを由て之を明悉すべきやを示すべし。第一を植物性商品とす。其中天生のまゝにして食用すべき菓實の如きハ不熟あらば身体を害とす。けしむ其無害ある頃まで成熟するを待て之を取り、割烹料理を歴て食すべき蔬菜ハ不熟ありとも甚どき害あるを以て成るべく早生の品を嚙きて珍奇と喜ぶ人情も投ざらば。又穀菽の如きハ若し其芽を生ぜば味を損ざるを常とすればよく乾燥し之を維持するを要す。其他竹木の如きハ切るハ時期ありて虫蝕の難易を生じ。畢竟是の類ハ皆植物固有の性質

基せる現象なきは宜しく植物學の知識を應用して之を明らかにすべきあり。

動物學ヲ修メ
ノンコトヲ
要ス

第二を動物性商品とす。魚類の如きは其期節あるも乃多くして發達不全あるもの若くは其期は後またるも此の味は美あり。又苟も腐敗せば人身を害し甚しきは其命を殞す。至れば則ち之を販賣する商人の一己の損耗を惜みて他人の命を絶つが如き處とあるべからば。牛馬家雞の如き生活物を賣買する商人に至りては其性質を明察せん。是と最も必要なり。然らざれば自己所有の間は在て飼養の法を

鑛物學ヲ修
メンコトヲ
要ス

物理學、化學
ノ効力

失ちて非常の損耗を受けんも計るべからず。動物學乃知識も亦商業の種類は由ては實に缺くべからば。第三を鑛物性商品とす。此の品は種々の特有性あり。水を蒙りて融消する食塩あり、酸氣は感して銹蝕をも誘あり、塩氣は觸れて綠青を生ずる銅あり。其他諸品諸種の特性あるは之を扱ふは其法を失たば忽ち其物品の價を減少するものとあるべし。是れ鑛物學乃知識の商業に有用ありとせらるるゆゑなり。右の外物理學、化學、は商品製造上は關して大に其効力を及ぼせり。又苟も物個たる以上は物理上の性

レ
コ
ト
ナ
ナ
レ

質と化學上の性質とを具へざるはなきが故に之も
通曉せば商品保存上は利益あるものと明白なり。例
へば剪の如きも之を潤濕の外氣に晒らし出だすと
きは銹蝕を來たすべし。是を空氣中の酸素の鉄と和
合してゆる酸化したるの結果あり。即ち剪は化
學上の性質あまがかり。又手を以て剪の柄を壓せば
其刃相觸して物を切斷はべく、之を放てば其刃相去
りて其間を物を介さず。是れ剪の彈力を有せるを
以てなり。即ち物理學上の性質あり。或は油紙の如き
ハ之を日は晒らし直ちに折り重ねて貯ふると紙ハ

自ら火氣を發して紙質を損傷甚たしきに至りてハ
火災の原因を為すと云ふ。是また物理學、化學の定則
に由て發する現象の之。故に此の二學科の特な物品
を扱ふ者の修めざるべからざる所あり。

第五章 商品の產地

三種ノ產地

商品の產地は三種あり。第一を品質良美ありて他
無比類なき名品を産する土地とす。鯛の五島に於け
る、雲丹の越前に於けるが如きを云ふ。第二を其質ハ
美ならずざるも其産額の夥しき土地とす。木材の熊野
に於ける、米の仙臺に於けるが如きを云ふ。第三を夥

ハ學科辭彙卷上 商品の產地

へば剪刀の如きも之を潤濕の外氣に晒らし出だすと
きは銹蝕を來たすべし。是を空氣中の酸素の鉄に化
合していそゆる酸化したるの結果あり。即ち剪刀は化
學上の性質あまらあり。又手を以て剪刀の柄を壓せば
其刃相觸して物を切斷すべく之を放てば其刃相去
りて其間を物を介さず。是れ剪刀の彈力を有せるを

其の良品を産する土地とす。蜜柑の紀伊に於けるの類あり。然り而して商品ハ其種類固より夥しけむハ一々其産地を明らむるハ實に容易の業にあらざると雖も自己の營業に属せる商品之と連絡親密なる商品其他重要なる商品に關して之を識らんハ商人は取て大切なる事と勿論あり。

商品産地ヲ識ルコトノ有用ナル例

例へば蜜柑商人とせば、其産地の紀伊ある事とを弁ふれば遠き東國筋より之を大阪京都の如き其産地近傍の國に運ぶが如き不都合無かるべし。又其産地の氣候不順あるを聞て豫め菓實の豊熟せざる事

を知らば其品質下劣なる住地近傍の所産の蜜柑を買入るゝ工夫を設けて世上の需要に對して其他人民の嗜好風俗の模様距離の遠近運送法の變遷等に注意して居常怠らざるハ汽船の航海新法を開けたるよりして一定の物品の市場は出る便利を加へ、為めは相場は變動を生じたるに及んで始めて驚くが如き迂遠無かるべし。實に今世の器械の力、急速は流行する勢あれば昨日までハ百里を隔て、往來不便を極めたる土地も今朝に僅かに數十里と距る土地は往來するよりも却りて便利あるに至る

が如き六と間々あり。故に一日の油断、百金の損耗を致したるべし。

產地ヲ妄信スル恐レアリ。

又物品に土地の名称を付したるもの多し。若し之を妄信して直ちに其產地なるべしと認めば甚だしき過ちあるべし。然て其名称の産地を遠ざかるよつて廣大に言做し、之に近づくに従ひて縮小して其實を示すもの、如し。例へば東京にて美濃干大根と称するも、此美濃ふては之を守口大根と呼ぶ、又外國ふては日本茶、支那茶と称し、横濱ふては山城物、伊勢物と呼び、山城ふては宇治産と云ふ。此の類少から

地理學ヲ修メンコトヲ要ス。

ど。又紀伊の蜜柑、雲州蜜柑と称するものあり、美濃紙果して悉く美濃より出てたるふ所らざるが如き六とあり。

是を皆地理學不通曉して過誤あきを得る所なり。且若し商人よりして全く此の知識を缺かば何れも就て買入ま、何れも往て賣捌くべしとの方向を失ひ、恰も杖を失へる盲人の如く、唯彷徨して光陰を空消するの外無かるべし。

第六章 商品の直段

商品の直段といは之を賣る者が其商品を受取るこ

物價ノ説明

き拂ひ渡したる高と營業中の諸入費とを合せて生
 じたるものあり。理財學に在るの精しく種々の區別
 を立てて説明すれども、ふつよの世上一般に稱へる
 物價の性質を解説すべし。墨一挺を買ふは五拾錢を
 拂ふは五拾錢を墨の價と云ひ、又五拾錢の墨七拾錢
 と為らば其價騰貴せりと云ふ。さきバ價とい物品と
 貨幣との間には存する割合あり。故に物價高直とい物
 品を買ふ貨幣の力の減少したるは墨一挺五拾錢
 筆拾本五拾錢ありしもの、墨ハ七拾錢と為り、筆ハ
 一本七錢と為りしあり。此時猶十本の筆を以て一挺

の墨を得ること、其以前不變ならざれば、五拾錢
 にてハ最早一挺の墨を買ふべからず。斯て商品ある
 物品に對する資格と貨幣に對する資格と二つある
 なり。世俗物價と稱するは其貨幣に對する資格と知
 るなり。

第七章 商品の種類

三種ノ商品

商品ハ三種の別あり。第一古器、古書画の如く其品
 を新たふ造出をべからざる物あり。斯る品はして一
 且世人の嗜好に適ふに至らば當時人民の富貴の有
 様よつきて漸く其價を貴くすべし。骨董商の一回の

販賣少數百金の利益を得るが如き随分世間も現はるる事件なり。

第二、世間尋常の費用を以て多く其数を増加すべき物品あり。普通一般の商品ハ皆此の類あり。例へば菓子、の如き、たゞ一時ハ買方の増殖ありとも砂糖、雜穀の世ハ存する限りハ同一の費用にて何程ありとも之を造り出さるべし。故ハ此の類の物品ハ買方の増殖ハ由て或ハ却りて其價を減るハとありとも永く其價を貴くするハといふべきなり。

第三、造出の費用を増さざらんハ其數量を加へ難き

物あり。農産品是まなり。例へば米とせよ。百人の食物を得て十分ある時代ハ在てハ一反ハ付き六俵を収むべき田を耕したりしも百五拾人の食物を給せんハ一反ハ付き四俵を収むべき田をも耕やさるべからず。即ち物品の數ハ増加と共に其價の貴きを致さゆゑなり。此の邊皆理財學ハ由て其詳細を明らむべし。

凡そ商品の荷持ハ商業上最も大切なる事項にして其適不適ハ由て價の高低を來たすハとあり。其法商品の種類ハ由て差別られハ一々之を枚擧すべ

理財學ヲ修
メンコヲ要
ス

からず。唯其一二を擧て商業上重要な事件ある處とを示さべし。茶の如きの若し妄り其數品を混合する處を為せば復た之を分つべからずして為め其需要者を減ざるの恐まあり。又生糸の如きの豫め之を使用する者の都合を計り其勞力を減ざる様を粧飾するを要す。若し否らずんば為め其價格を落すことあり。

第八章 商人

商人の右に記さるる貨幣、商品、を扱ひて物品を造出する人と之を消費する人との間を介し、彼是の便

利を進むるを本職とす。然まども人の便利の上より猶便利を欲するを以て終に今日の様々の商業と生トたり。

商業本部ニ
属セル商人
ノ種類

第一は商業本部に属せるものを見多し小賣商あり。此の商人の物品を消費する人の手より其望み通りの高を以て之を賣り渡すを業とす。其小別に至りては數百人を使役する盛大なる商家より僅かよ一人の肩より一切の商品を負擔せる行商に至るまで千百種類ありて幾ど枚擧すべからず。問屋と稱する商人は製造人或は其他の手より物品を買入ま之を賣り

渡すことを務む。仲買商の人々の間には立ちて賣買其他の商事を周旋するものとを務む。又輸出商人は自國の物品を外國に輸して利を収むるものあり。

外國物品は右の外に輸入商人とて國の内外の模様を洞察して甲國に拂底ふして且其人民の之を望む者多しと認めたる物品あるとき、之を豊かに造出する他國に就て買入を以て甲國に其品を輸入する者あり。而して後ら其物品は問屋商人、小賣商人の手を歴て現實の之を使用する人の買入所と為るあり。

商業ヲ補佐スル商人

右乃外専ら貨幣を取扱ふ商人あり、物品運送に従

事する商人あり、諸危険を保請する商人あり、又音信を通する業務あり。下卷に於て之を説くべし。

第九章 商人の資格

商人は社會人類の一部分たればかの人乃道と講明する修身學の旨と遵奉すべきは勿論なまども其中特に商人たるは必要ある事項あるを之をあらわし記すべし。

信實

第一、信實。物品を賣捌くふ當りて口は極上品と云ひ、甚だしき物品は其印を極したるも丁寧之を監察すれば中等品も及むざるものあり。されを

買方ハ一々其使用する諸物の鑑定者ならざるべからず。今日多事の世間よ於て誠は困難の次第なり。天下の商人斯の如く信實を失も買方乃難澁最も甚しかるべし。斯てハ世上の便利を助くる商業ありて却りて之を妨ぐるの觀ふきよあらん。凡そ物品あり皆相當の價あるべし。けまば上等品を中等品の價よ賣らんと欲するが如き空想を懐くあらんよハ到底信實を失ふの場合ふ立ち到るべし。唯商人ハ信實を以て買方の心を攪らんことを務むべし。一時無替の甘言を吐て一品を賣らんハ即ち十品を賣り損ふの原

因と知るべし。

勉強

第二、勉強。たとひ信實を守るも自ら丹誠を盡くして業務は執掌せずんば世上の氣運は後れて賤路を失ひ、或ハ相場外の價を称へて買方の氣を損ふとあるべし。市街の掃除、見世の粧置、商品の取扱、生活の模様、賣買の景況、一つとして勉強は由らざんば正しく規律を立つべからざらむ。

儉約

第三、儉約。業務繁榮の基ハ儉約ハ在り。信實、勉強ありとも奢侈を極めりて所得、所費を償ふに足らざんばその業を執るはと難かるべし。資本ハ儉約の所

産ありとの一言と思ふも猶且儉約の大切あることを知るべし。世上少壯ある商人の産を破るの幾ど皆儉約を守ることを力めざるの致す所あり。宜しく慎むべし。

右の外愛國自治の精神をかるべからず。是れ苟も一國の人民と為りて其政府の保護を蒙り其國民の名と有せる限りハ片時も忘るべからざる事あり。又常に注意して物價に影響を与ふべき事項を明らか新聞雜誌等と閱讀して物價の状況を弁へ敏捷應變乃心得わらんことを肝要あり。且又外國商業に従事する者ハ條約書其國の言語其國商業上の慣例等を通

租税

ぜんことを要す。

凡そ國民と為りてハ一國政府の費用を弁せざるべからず。之を租税と稱す。租税を費用とする條目ハ大略諸官廳の經費外國交際の費用道路橋梁治水築港其他國家の利益たるべき一切の事業あり。人民たるもの豈喜んで之を納付せざらんや。

國税ハ一國全体の費用を弁ざるが為りて徵收し、地方税ハ一地方限りの費用を支弁するに充てらる。故に地方税ハ府縣廳より徵收するもはよりて其税

の豈喜んで之を納付せざるべけんや。

—

目税額の如きハ府縣會少ク之を議シ地方官の許可
ふ由テ定めらる。

商人の負擔すべき租税を考ふるハ地租、官業税、海
關税等種々あり。其詳細ハ諸種の税則ニ就テ之を明
らむべし。

第十章 帳簿

帳簿

商業の状態ハ今日十圓を仕入て今日悉く之を
賣揚ぐるものみならず。今日ハ僅かに其半額を賣揚
げ、明日又更らば十圓を仕入て、以て漸く月日を重ね
定期の末に至りて決算するを常とす。故に若し之を

整頓する方法なきとせば、當り當時損得の實況を
知るべからざるにせらば、全く其取扱ひたる業事
を失忘して定期に到りて急ぎ狼狽する處とありべ
し。是レ帳簿の必要あるゆゑなり。

旧來ノ帳簿

斯て苟も商業行なわれば則ち帳簿を要する仕合
なきハ我國も亦既より久しく帳簿の法ありき。唯憾ら
しくハ舊時の世運靜寧遲緩ありしを以て其法十分の
改良を得る處となく、順序整正あらざりて、活潑精密
を要する今代ニ在てハ幾ど其用ニ堪へざるものと
為りたり。あらずして於て洋式記簿の大ニ行はるるに至

新式帳簿

れり。

凡そ帳簿の前記せる商業の種類は従ひて一々特殊の仕組ありて卸商記簿、小賣商記簿、銀行記簿、仲買商記簿等種々あまども其大体は單式複式の二法ありて之を應用したるまであり。單式とい一事項を一處に記入し多く小賣商人の用に堪へ複式とい一事項を數處に記入する法ありて秩序嚴肅實に巨商の用に適せり。然て帳簿は商業の實況を明らかし、詐欺を防ぐを要とされば紙の必らず丁數を記し、或は表紙に其葉數を認め置くなどのふとを肝要

とす。

記簿法ヲ修メンコトヲ要ス

記簿の法を明らかにて商業の有様と記入するに何時ありとも其商況を知らんとするに當りて分明の之を明らかにて何品の猶仕入るべし、何品の之を仕入るべからば、或は何某の貸高過分なれば宜しく之を減少するの策を立つべし、など一切商業上の思考を立つべし。之を營業の燈火と稱して可あり。商人の宜しく記簿法を修めて其道を通ずべし。

帳簿の外商業を管むる有用ある雜具あり。其重要あると尺、秤、の三つとす。是を商品を受授するに當

りて長短積量、輕重等と測るゝ用ひて取引の基たま
て商家ハ各其精良品を撰びて之を備ふべし。

法律ノ知識
ヲ要ス

凡そ一國の民たる者ハ其國政府の法令を遵守せ
るを要す。中よ就て商人ハ對してハ其營業の種類よ
由て嚴密に遵守せざるべからざる條例あり。故に商
人ハ一業を始むるに當りて必ず先づ其業に關する
法則條例の有無を察すべし。而して若し其遵守すべ
き條例あると認めれば必ず丁寧之を明らむべし。開業
の後ち圖らず之に抵觸して失敗を取り始めて驚愕
なるが如きはとあるべからざる。是れ其二三を掲ぐ

べし

第一、証券印紙規則 是れハ金錢取引の証書、契約
書の類に印紙を貼用する定法を示せるものなり。

第二、烟草稅則 是れハ烟草商の之に關する條
例にして其賣買に貼用すべき印紙の定法等を掲ぐ
るものなり。

第三、銀行條例 是れハ國立銀行の遵守すべき事
項を示せり。

第四、古物商條例 是れハ古金、古着、等一切の古物
を取扱ふ商人の遵奉すべき事項を明示せり。

右の外、出版條例、新聞條例、利息制限法、商標條例等、其類甚ど多し。皆其道の營業者の遵守すべき所あり。若し之を犯ると犯らざる其輕重より由て多少の差ありと雖も畢竟犯罪者ありて應分の處置を受けざるべからざる。其詳細の法律書類より由て之を明らむべし。是も實に商人より取りて片時も缺くべからざる知識あり。

小學商業篇卷上終

明治十七年十月七日版權免許
同 十八年七月廿五日再版御届
同 廿一年二月二十日訂正御届

東京府平民

著述人 坪井仙治郎

上京區第二子組新島丸頭町
百九十四番戶寄留

京都府平民

出版人 村上勤兵衛

上京區第一子組墨華院前町
九番戶

編一三九

小學商業篇

下卷

教育部
商
二
號

四
號

私

五

K110.62
8a
2